

高齢者や障害者の方に

「救急医療情報キット」を配布しています

緊急時に患者と救急隊員の橋渡し役となる「救急医療情報キット」を、高齢者や身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳所持者などに配布しています。「かかりつけ医」「持病」「緊急連絡先」などの医療情報を記入したシート、保険証や診察券などのコピーを容器に入れて冷蔵庫に保管しておき、緊急時に救急隊員が容器の中の情報を確認します。キットの保管場所を示すために、冷蔵庫に貼るステッカーやマグネットも一緒にお渡しします。※1世帯1セット配布

対象 市内在住で次の①～③のいずれかに該当する方①65歳以上で一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯(日中・夜間に同居者が「不在」になり、「高齢者のみ」の状態になる世帯の方も対象となります)②避難行動要支援者台帳登録者③65歳未満で一人暮らしの身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳所持者・難病の方(日中・夜間に同居者が「不在」になり、「一人」の状態になる世帯の方も対象となります) **費用** 無料 **受取方法** 下表の配布場所で申請し、その場で受け取り※家族などによる代理申請可

■救急医療情報キットの配布場所など

対象※上記参照	配布場所	持ち物	問い合わせ
<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上で一人暮らしや高齢者のみの方など 避難行動要支援者台帳登録者 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所長寿介護課(東館3階) 各地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ①次のいずれかひとつ 本人の運転免許証・生年月日が記載された身分証明書・健康保険証・介護保険証・その他年齢が確認できる書類 ②本人の印鑑 	長寿介護課
<ul style="list-style-type: none"> 65歳未満で一人暮らしの身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病の方 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所障害福祉課(東館1階) 各障害者相談支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ①次のいずれかひとつ 身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳、難病の方と確認できるもの ②本人の印鑑 	障害福祉課

問い合わせ

長寿介護課(☎51・2333)、障害福祉課(☎51・2345)

■救急医療情報キットの容器 (自宅の冷蔵庫内に保管)



■容器の中に入れるもの

医療情報を記入した用紙
(容器と一緒にお渡します)

保険証のコピーや普段服用している薬の情報など(各自で用意してください)

■既にお持ちの方へのお願い

容器の中に入れてある情報が変わった場合は、すぐに情報を入れ替えてください。
緊急時に使用する情報は、常に最新の状態にしておきましょう!

避難行動要支援者支援事業のお知らせ

緊急時には、地域ぐるみで助け合いましょ

問い合わせ 福祉政策課 ☎51・23355

市では、平成19年度から地震などの災害発生時や避難勧告などの発令時に家族などによる援助が困難で何らかの手助けを必要とする方(要支援者)を地域の力で守る「避難行動要支援者支援事業」を進めています。

■事業の概要

要支援者を台帳登録し、要支援者が住んでいる地域の民生委員や自主防災会、近隣協力員と情報共有することで、地域の中で日頃の見守りと災害発生時の支援に役立てます。

■プライバシーの保護について

台帳登録した情報は、要支援者本人の同意が得られる場合に限り、民生委員や自主防災会に提供しており、プライバシーの保護には細心の注意を払っています。

■要支援者として登録できるのは？

災害時に自ら避難することが困難で避難にあたり家族などの協力が得られない次のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 要支援または要介護認定を受けている
- ② 身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳を所持している

- ③ 障害支援区分の認定を受けている
- ④ 障害者総合支援法における難病患者など
- ⑤ ①〜④には該当しないが、類似した状況にある

■登録について

介護保険サービスまたは障害者ホームヘルプサービスの利用者は、ケアマネージャー、障害者ヘルパーが戸別訪問して事業を説明し、登録のお手伝いをします。また、これらのサービスを利用していない方も登録できます。詳しくはお問い合わせください。

■近隣協力員について

要支援者の近所の方で、普段からの見守りや災害時における情報伝達安否確認などの支援に心がけていただく方です。要支援者からの依頼に基づき、登録します。※近隣協力員に支援の義務を課すものではありません

ご意見募集します
パブリックコメント
(市民意見提出制度)

豊橋市公契約条例(仮称)の考え方について

意見を募集します

問い合わせ 契約検査課 ☎51・2150

この条例は、市と公契約の相手方となる事業者の責務を明らかにし、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保と事業の品質の向上などを図ることを目的として制定するものです。

募集期間 10月7日(水)〜11月6日(金)

閲覧場所 市役所契約検査課(東館12階)・じょうほうひろば(東館1階、カリオンビル、各窓口センター、中央図書館、市民文化会館、ホームページ(<http://www.city.toyohashi.jp/jp/6490.htm>)) **その他** いただいた意見や、それに対する市の考え方は、市のホームページなどで後日公表します。個々の意見に直接回答することはありません **意見提出** 期限内に意見、住所、氏名(法人・団体の場合は所在地、名称、代表者氏名)、連絡先(電話番号やEメールアドレス)を、契約検査課(〒440-8501住所不要 ☎51・20066 keiyakukensa@city.toyohashi.jp) ※様式は自由ですが、Eメールの場合はテキスト形式で提出してください

パブリックコメントの流れ

